

令和4年度

3年次編入学学生募集要項

茨城大学教育学部

目 次

	ページ
【募集要項】	
1. 募集人員	1
2. 編入学の時期及び年次	1
3. 出願資格	1
4. 出願期間及び出願書類等提出先	1
(1) 出願期間	
(2) 出願書類提出先及び問合せ先	
5. 出願書類等	2
6. 選抜方法等	3
(1) 選抜日程	
(2) 試験場	
7. 選抜結果の発表	4
8. 確約書の提出	4
9. 入学手続	4
10. 入学検定料免除について	4
11. 学費の免除及び徴収猶予（延納・月割分納）	5
12. 奨学金について	6
13. 注意事項	6
【教育学部のアドミッション・ポリシー】	7
【課程案内】	
○ 養護教諭養成課程	8
【単位認定等】	
○ 入学後の単位認定及び在学期間	10
○ 卒業要件単位と各免許・資格	10
【障害等のある入学志願者の事前相談】	10

1. 募集人員

課 程 名	募集人員
養護教諭養成課程	若干名

2. 編入学の時期及び年次

入学の時期は令和4年4月とし、3年次に編入学するものとします。

3. 出願資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 学士の学位を有する者及び令和4年3月までに授与される見込みの者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び令和4年3月までに卒業見込みの者
- (3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であること、その他の文部科学大臣の定める基準を満たしたものに限り。）を修了した者及び令和4年3月までに修了見込みの者（大学入学資格を有する者に限り。）
- (4) 旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者
- (5) 修業年限4年以上の大学に2年以上在学（令和4年3月をもって満2年間在学となる者を含む）し、62単位以上を修得した者及び令和4年3月までに修得見込みの者
- (6) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者及び令和4年3月までに修了見込みの者
- (7) 教育学部又は学芸学部の2年課程を修了した者
- (8) 旧制の高等学校、専門学校及び教員養成諸学校を卒業した者
- (9) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限り。）を修了した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する者に限り。）及び令和4年3月までに修了見込みの者

4. 出願期間及び出願書類等提出先

(1) 出願期間 令和3年6月21日(月)～6月24日(木)【期間内必着】

- 郵送……封筒表面に「茨城大学教育学部編入学願書在中」と朱書し、書留・速達で郵送してください。
- 持参……出願期間内の9：00～16：00

(注) ①出願期間以降に到着したものは、受理しません。

- ②本学では、入学検定料免除の制度があります。詳しくはP.4「10. 入学検定料免除について」をご確認ください。
- ③出願書類の記載事項と事実が相違している場合は、入学許可を取り消す場合があります。
- ④出願書類に不備がある場合には、受理しないことがあります。
- ⑤宿泊施設の斡旋は行っておりません。

(2) 出願書類提出先及び問合せ先

〒310-8512 茨城県水戸市文京2-1-1 茨城大学教育学部入学試験係
TEL 029-228-8203

5. 出願書類等

(1) 全員提出

出 願 書 類 等	摘 要
編入学志願票・受験票	必要事項を記入してください。
写真票	必要事項を記入し写真（縦4cm×横3cmで、上半身正面無帽、出願前3ヶ月以内に撮影したもの）を貼付してください。
志願理由書	横書きで志願者本人が記入してください。
最終出身学校の成績証明書	修得単位数が明記されたものとし、 厳封の上 、提出してください。ただし、「3. 出願資格(5)」に該当する者のうち、令和4年3月までに修得見込みで出願する場合は、成績証明書のほかに令和4年3月までに単位修得見込みの科目名及び単位数が記入されたものを提出してください。
最終出身学校の卒業（見込）証明書又は専門士称号の取得証明書	出身学校長（大学又は短期大学にあっては、学長又は学部長）が作成したもの。ただし、「3. 出願資格(3)又は(5)」に該当する者は次の証明書を提出してください。 <ol style="list-style-type: none"> 「3. 出願資格(3)」で出願する者は、専門士取得（見込）証明書又は修業年限2年以上で、かつ、修了に必要な総授業時間数が1,700時間以上の専門課程を修了したことを証明する証明書 「3. 出願資格(5)」で出願する者は、当該大学の学長又は学部長が作成した在学証明書（在学年次が明記されているもの）又は在学期間証明書
振替払込受付証明書（検定料）	<p>30,000円 納入方法</p> <p>ア 別添の払込用紙を最寄りの金融機関に持参して納入してください。郵便局、銀行、信用金庫、農協などの全国の金融機関窓口で納入できます。</p> <p>イ 振替払込受付証明書（お客さま用）と振替払込請求書兼受領証は、金融機関の受領印があることを確認の上、受け取ってください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>『振替払込受付証明書（お客さま用）』は、他の出願書類と併せて提出してください。</p> <p>なお、『振替払込請求書兼受領証』は本人控ですので、提出する必要はありません。受験票が手元に届くまで大切に保管しておいてください。</p> </div> <p>【注意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 必ず金融機関窓口にて納入してください。 ※ATM（現金自動預払機）は使用しないでください。 振込時の振込手数料は、振込人負担となります。 検定料払込用紙の「通信欄」、「ご依頼人」等欄の「No.」は、受験番号ではありません。 出願書類を受理した後は、振込済の検定料は返還できません。 ただし、検定料を払い込んだが、出願しなかった場合又は誤って二重に振り込んだ場合は、検定料の返還請求ができますので、下記「検定料返還に関する問い合わせ先」に申し出てください。なお、返還される金額は、振込手数料を差し引いた金額となります。 〈検定料返還に関する問い合わせ先〉 茨城大学財務部財務課経理グループ（電話 029-228-8561） 災害救助法等適用地域における検定料免除の申請についてはP.4をご覧ください。

受験票送付用封筒	別添の返信用封筒に住所・氏名・郵便番号を明記し、374 円分の切手を貼付してください。
あて名票	別添のあて名票に合格通知書及び入学手続書類等を受け取るあて先を記入してください。

(2) 日本に在住する外国人が出願する場合は、上記に加え以下の書類を提出してください。

出 願 書 類 等	摘 要
住民票	在留資格及び在留期間が明記されたもので、市区町村長が発行したもの。
履歴書	市販の履歴書を使用し、小学校入学からの学歴を記入したもの。

(注1) 提出書類に記載する氏名は、戸籍(外国人の場合は、住民票)に記載の文字を使用してください。

(注2) 日本語以外の証明書は日本語訳を必ず添付してください。

(3) その他

①養護教諭2種(2級)又は保健師・助産師・看護師の免許状保有者にあつては、その免許状の写しを必ず添付してください。

②本学では、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の趣旨に則り、「国立大学法人茨城大学個人情報の保護及び管理規程」等を制定し、本学が保有する個人情報の適正な管理と保護に努めています。

出願書類等により志願者から提出された個人情報については、入学者選抜に係る調査・研究並びに就学に係る用途のみに使用し、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」第9条に規定されている場合を除き、志願者本人の同意を得ることなく他の目的で利用又は第三者に提供することはありません。

6. 選抜方法等

合格者の選考は、志願理由書、最終出身学校における成績証明書、記述試験及び面接の結果を総合して判定します。

なお、記述試験及び面接の内、一つでも受験しなかった者は、合格判定の対象とはなりません。

(1) 選抜日程

課 程 名	令和3年7月3日(土)	
	10:00～11:30	13:30～
養護教諭養成課程	記述試験	面接

(2) 試験場

茨城大学教育学部試験場

JR常磐線・水戸駅(北口)から茨城交通バスで約30分、「茨大前」下車徒歩5分
(巻末の案内図及び試験場案内図参照)

(注) ①試験当日は、9:30までに試験場に集合してください。

②試験に関する注意事項については、試験当日掲示します。

③受験票は必ず持参してください。

④記述試験は、「高等学校教科『保健体育』科目『保健』の内容を前提とする心身の健康に関する基礎知識」を問います。

⑤面接には、口頭試問を含みます。

7. 選抜結果の発表

令和3年7月28日(水) 正午

教育学部A棟玄関前に合格者の受験番号のみを掲示するとともに、合格者には合格通知書等を郵送します。また、茨城大学教育学部ホームページ (<http://www.edu.ibaraki.ac.jp/>) に合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による照会には一切応じません。

8. 確約書の提出

合格した者は、本人及び保証人が連署した編入学確約書(合格通知書に添付)を**令和3年8月20日(金)**までに提出してください。(郵送・持参ともに可)

提出期限までに提出されない場合は、入学を辞退したものとして取り扱います。

9. 入学手続

入学手続きの詳細は、「編入学確約書」提出者に対して、令和4年2月下旬に送付する「入学手続案内」を参照してください。

なお、入学時のおおよその経費は次のとおりです。

入学時納付金 312,930 円

- 内訳
- ①入学料 282,000 円
 - ②学生教育研究災害傷害保険+学研災付帯賠償責任保険(Aコース) 2,430 円
 - ③茨城大学教育研究助成会会費 10,000 円
 - ④教育学部後援会会費 5,000 円
 - ⑤TOEIC(IP)テスト受験経費(1回分) 3,500 円
 - ⑥学部同窓会会費 10,000 円

授業料(前期分) 267,900 円 (年額 535,800 円)

(注) ①入学手続きまでに入学料及び授業料の改定が行われた場合には、改定時から新入学料及び授業料が適用されることとなります。

②在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されることとなります。

③詳細は入学手続関係書類にてお知らせします。

10. 入学検定料免除について

茨城大学では、災害等で被災した受験生の進学のを確保する観点から、本学入学者選抜試験の出願に際し、入学検定料免除の特別措置を実施いたします。

詳細については、本学ホームページ

(<http://www.ibaraki.ac.jp/guidance/exemption/index.html>)

をご覧ください。又は、茨城大学学務部入学課までお問い合わせ願います。なお、この特別措置を希望される方は、出願受付開始1週間前までに入学課までお問い合わせ願います。

茨城大学学務部入学課 TEL 029-228-8064 FAX 029-228-8603

11. 学費の免除及び徴収猶予（延納・月割分納）

【前の大学等で高等教育の修学支援新制度による学費の減免を受けていた方へ】

前の大学等で高等教育の修学支援新制度による学費の減免を受けていた方で、学力基準や収入基準等を満たす方は、所要の手続を経ることで本学でも引き続き支援を受けることができます。

ただし、前の大学等を卒業または修了してから本学に入学するまでの期間が1年を超える場合は、支援の対象外となります。既に学士の学位を取得した方も、支援の対象外となります。

また、前の大学等で高等教育の修学支援新制度による入学料の減免を受けた方は、本学の入学料の減免について支援の対象外となりますので、特にご注意ください。

継続して高等教育の修学支援新制度による支援を希望される方は、所属大学等で申し出を行った上で、本学の手続を行ってください。

【日本学生支援機構 URL】

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/shikaku/zaigaku.html>

入学料については免除及び徴収猶予、また、授業料については免除及び徴収猶予（延納・月割分納）する制度がありますので、免除・徴収猶予等を希望する者は、入学料又は授業料を納入しないで、入学手続前に下記の問い合わせ先に相談してください。

〈入学料及び授業料の免除、徴収猶予についての問い合わせ先〉

茨城大学学生支援センター 電話 029-228-8067

(1) 入学料免除について

日本学生支援機構の給付奨学生となる資格を有する場合、日本学生支援機構の定める区分に準じた額で、入学料を免除する制度があり、入学料の全額、2/3額、1/3額を免除します。

日本学生支援機構の給付奨学金の採用は、入学者本人、家計支持者（父母がいる場合は父母とも）の住民税情報を基に決定されます。（ただし、他大学等で高等教育の修学支援新制度による入学料免除を受けている場合は、対象外となりますのでご注意ください。）

なお、日本学生支援機構の給付奨学生となる資格を有しない場合であっても、入学前年（令和3年）の1月（入学前15か月）以降に、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより、要件を満たすことが確認できれば入学料免除の対象となることがあります。

また、高等教育の修学支援新制度の家計基準の要件を満たさない場合であっても、2011年3月以降に指定された災害救助法適用地域において、地震、台風等の災害により被災した場合を対象とした、本学独自の被災学生に対する入学料免除があります。

家計急変による免除や本学独自の被災学生に対する入学料免除を希望される方は、事前に茨城大学学生支援センターまでご相談ください。

(2) 入学料徴収猶予について

経済的理由により入学料の納入期限（入学手続期間）までに納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合及び入学前1年以内に、学資負担者が死亡し、又は入学者もしくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納入期限（入学手続期間）までに納入が困難であると認められる場合などに、本人の申請により選考の上、入学料の徴収を猶予する制度です。

(3) 授業料免除について

日本学生支援機構の給付奨学生となる資格を有する場合、日本学生支援機構の定める区分に準じた額で、授業料を免除する制度があり、授業料の全額、2/3額、1/3額を免除します。

日本学生支援機構の給付奨学金の採用は、入学者本人、家計支持者（父母がいる場合は父母とも）の住民税情報を基に決定されます。

なお、日本学生支援機構の給付奨学生となる資格を有しない場合であっても、入学前年（令和3年）の1月（入学前15か月）以降に、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより、要件を満たすことが確認できれば授業料免除の対象となることがあります。

また、収入基準等の要件を満たさず、日本学生支援機構の給付奨学生となる資格を有しない場合であっても、2011年3月以降に指定された災害救助法適用地域において、地震、台風等の災害により被災した場合を対象とした、本学独自の被災学生に対する授業料免除支援があります。

家計急変による免除や本学独自の被災学生に対する授業料免除支援を希望される方は、事前に茨城大学学生支援センターまでご相談ください。

(4) 授業料徴収猶予（延納・月割分納）について

経済的理由により授業料の納入期限までに納入が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認められる者、その他やむを得ない事情と認められる場合に、本人の申請により選考の上、授業料の徴収を猶予（延納・月割分納）する制度です。

12. 奨学金について

ア. 日本学生支援機構奨学金

返還を要しない「給付奨学金」及び、返還を要する貸与型の奨学金である、第一種奨学金（無利子）と第二種奨学金（有利子）があります。

なお、日本学生支援機構の給付奨学金に採用されることで、学費免除支援が受けられることとなります。奨学生に採用されるには、日本学生支援機構で定める、収入等の基準や、学力基準を満たしている必要があります。詳細は日本学生支援機構のホームページをご確認ください。

日本学生支援機構 URL：<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/>

イ. 地方公共団体及び公益法人等の奨学金

日本学生支援機構の他にも、地方公共団体や公益法人等の奨学団体が行っている奨学金制度があります。応募時期、応募資格、貸与（給与）金額などがそれぞれに異なります。公益法人等の奨学金には、返済の必要のない「給与型奨学金」も多数あります。

ウ. 茨城大学における奨学金制度

本学独自の奨学金制度を実施しています。

令和4年度の内容については決定次第、本学のホームページで案内いたします。

茨城大学における奨学金制度 URL：

<https://www.ibaraki.ac.jp/student/economicssupport/scholarship/>

13. 注意事項

令和4年3月までに所定の要件を満たす見込みで受験し合格した者が、所定の要件を満たすことができなかった場合は、入学を許可しません。

【教育学部のアドミッション・ポリシー】（一部抜粋）

入学者に求める能力・資質

茨城大学教育学部では、実践的指導力のある教員を養成することをめざしています。私たちを取りまく世界は目まぐるしく変化しています。このような現代の社会にあって、教員に求められていることは、人間・社会・自然についての知的探求心を基礎にした確かな教育的実践力です。茨城大学教育学部では、十分な専門的知識と子どもの成長や発達に対応した教育的方法を身に付け、さらに教育に関わる幅広い視野をもった、人としての魅力と実力のある教員を養成します。

したがって、教育学部においては、全学のアドミッション・ポリシーで示される4つの能力ないし資質に加え、以下の能力・資質を入学者に求めます。

1. 教員になるための学修に必要な、各教科についての幅広い知識
2. 教育への関心と教員になりたいという強い意欲

また、養護教諭養成課程では、学部全体で求める能力・資質に加え、それぞれ以下のような資質・能力を身に付けていることを求めます。

- ・健康や病気についての関心とその探究に必要な思考力・判断力・表現力

【課程案内】

養護教諭養成課程

○教育内容

学校では、授業や特別活動、道徳などの教育活動と並んで、児童生徒の健康の保持増進が重要な目的となっています。そうした中で、日々けがや体調不良、精神的な悩みや相談事を抱えた児童・生徒が保健室を訪れています。また高血圧症や糖尿病などの生活習慣病が子どもたちにも増加しています。

また、いじめや、保健室登校などの問題への対応も養護教諭に求められます。養護教諭は保健の専門家として、担任や保護者、医師など多くの人々と幅広く協力しながら身体やこころのケアや、教育への支援を行っています。

このように、養護教諭の果たす役割は著しく増大し、やりがいのある仕事になっています。

心身の問題をもつ児童・生徒のみならず健康な児童・生徒についても、より健康になるように保健教育と保健管理を行っています。

このような資質や適性を持った養護教諭を養成するため、衛生学、解剖学、生理学、免疫学、看護学、精神保健、健康相談活動、学校保健、養護概説、臨床医学などの幅広い講義や実習を通して、専門的知識と実践技術を学びます。

本課程を卒業すると養護教諭一種免許が、選択で教科保健の中・高校教諭一種免許が得られます。卒業後、大学院へ進学し、さらに専門を深めることができます。

なお、令和3年度開講の養護に関する科目区分・授業科目は次のとおりです。ただし、令和4年度以降変更になる可能性があります。

衛生学及び公衆衛生学

- 衛生学 ○公衆衛生学 ○保健福祉論 ○保健学演習

学校保健

- 学校保健概論 ○学校環境衛生

養護概説

- 養護学概論 ○養護実践論 ○養護活動と関連法規
- 学校保健行政 ○養護活動演習Ⅰ、Ⅱ

健康相談活動の理論及び方法

- 学校ヘルスカウンセリング ○健康相談活動

栄養学

- 栄養学

解剖学及び生理学

- 解剖生理学概論Ⅰ、Ⅱ ○生化学

微生物学、免疫学、薬理概論

- 免疫学Ⅰ、Ⅱ ○薬理学

精神保健

- 精神保健 ○精神医学概論 ○小児精神医学

看護学

- 臨床医学概論 ○学校看護学概論 ○学校看護学実習
- 学校救急看護 ○学校救急看護実習 ○学校救急看護演習Ⅰ、Ⅱ
- 内科系臨床医学・看護学 ○外科系臨床医学・看護学
- 母性・小児系臨床医学・看護学 ○感覚器系臨床医学・看護学
- 臨床医学・看護学臨床実習

大学が独自に認定する科目

- 小児・思春期保健学

卒業研究

○科目履修と卒業要件

養護教諭養成課程の卒業必要単位は下記のとおり設定されています。(表1)

科 目 区 分			所要単位	
基 盤 教 育 科 目	入 門 科 目	大学入門ゼミ	2	
		茨城学	2	
	共 通 基 礎 科 目	プラクティカル・イングリッシュ	6	
		情報リテラシー	2	
		心と体の健康(身体活動)	2	
		科学の基礎	1	
	リベラルアーツ 科 目	多 文 化 理 解	異文化コミュニケーション	2
			ヒューマニティーズ	2
			パフォーマンス&アート	
		自然と社会 の広がり	自然・環境と人間	2
			グローバル化と人間社会	3
	キャリアを考える	ライフデザイン	1	
合計修得単位			25	
専 門 科 目	教育の基礎的理解に関する科目等		29	
	養護に関する科目		40	
	卒業研究		4	
	合計修得単位			73
自 由 履 修			26	
卒業に必要な合計修得単位			124	

養護教諭養成課程では、養護教諭一種免許状の取得要件を満たすことを、卒業に必要な条件としています。

○取得に配慮のある教員免許状及び資格

(表1)の科目履修に加え、教育実習(養護実習とは異なる)を行い、定められた単位を修得することにより、中学校・高等学校教諭一種免許状(保健)の取得に配慮がなされています。また、学校図書館司書教諭の資格取得にも配慮がされています。

【単位認定等】

○入学後の単位認定及び在学期間

最終出身学校等において修得した科目については、その科目内容・成績等により茨城大学教育学部の基準に従って、基盤教育科目若しくは専門科目の卒業要件単位として認定されます。

本学部の修業年限（4年）のうち、2年間に既に在学したものとして通算しますので、編入学後の標準修業年限は2年となります。しかし、編入学以前の履修状況及び入学後の履修計画等によっては、卒業には3年以上の在学期間を必要とする場合があります。

なお、編入で入学した学生は在学期間4年を超えることはできません。

教育職員免許法等の改正（平成29年11月27日公布）に伴い、改正前の教職課程（旧課程）で修得した単位のうち、改正後の教職課程（新課程）を有する大学が適当であると認めるものは、新課程で修得した単位とみなすことができる、など経過措置がありますが、編入学に際してこの経過措置が適用されないことがあります。所要資格に必要な一部の授業単位は取得できても、2年間で教員免許状の所要資格をすべて満たすことは極めて難しい状況にあるのであらかじめご了承ください。

※基盤教育科目のプラクティカル・イングリッシュのクラス分け及び単位認定については、本学の定める基準に従い、入学前のTOEICテストのスコア及び英語科目の既修得単位により行われます。

なお、TOEICテストのスコアは本学入学前2年以内に受験したものが有効となりますので、有効なスコアを持っていない場合は、入学するまでにTOEICテストを受験し、スコアを入手しておいてください。

○卒業要件単位と各免許・資格

養護教諭養成課程について「卒業要件単位」と「各免許・資格取得のために必要な単位」とは必ずしも一致していません。（養護教諭養成課程では、養護教諭一種免許状取得を卒業要件としていますので、表1における卒業に必要な合計修得単位数を取得すれば養護教諭一種免許状は取得できます。）また、最終学校等での科目を卒業要件単位として認定する際、各免許・資格取得のための科目には振替えられないことがあります。そのため、編入学から2年の間で、これらの免許・資格を取得して卒業できないこともあります。

【障害等のある入学志願者の事前相談】

障害等のある者で、受験上又は修学上配慮を必要とする者は、令和3年6月11日（金）までにご相談ください。

相談は、志願者本人、保護者及び担任教員等、本人の状態を詳しく説明できる者が行ってください。

(1) 受験上等配慮申請書の提出方法及び提出期限

本学への相談の結果、配慮が必要と判断された場合は、以下の作成様式を参考に「受験上等配慮申請書」を作成し、医師の診断書を添えて、令和3年6月15日（火）までに教育学部入学試験係へ提出してください。

※診断書が発行されない場合は、その旨を申し出てください。

(2) 受験上等配慮内容の決定

提出された書類により、受験上及び修学上の配慮について関係部署と相談（必要な場合は、本学において、当該志願者又は保護者若しくはその立場を代弁し得る出身学校関係者との面談等を行うことがあります。）のうえ配慮内容を決定し、受験上等配慮申請者に通知します。

なお、配慮内容等の協議、また配慮を講じるにあたり、本学の関係する教職員等に個人情報を知られることとなりますので、申請にあたってはあらかじめご了承ください。

(3) 連絡及び提出先

〒310-8512 水戸市文京2-1-1 茨城大学教育学部入学試験係
電話 029-228-8203

令和 年 月 日

茨城大学教育学部長 殿

申請者氏名 印

受験上等配慮申請書

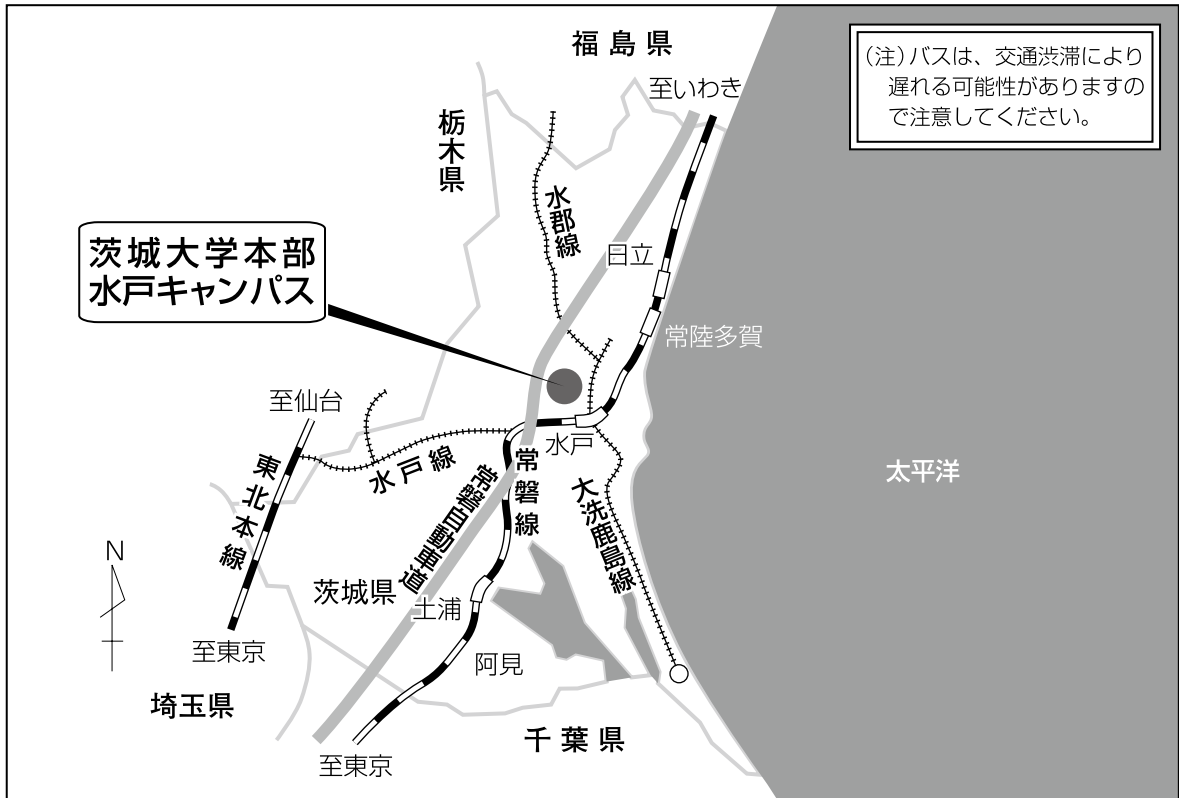
令和4年度茨城大学教育学部3年次編入学試験を受験するにあたり、下記のとおり配慮の申請をします。

記

1. 氏 名（ふりがな）
年 月 日生（ 歳） 男・女
2. 卒業（見込）学校名
年 月 日卒業（見込）
3. 住 所 〒
電話（ ） -
4. 志願課程 養護教諭養成課程
5. 受験上で希望する配慮内容及び理由
6. 修学上で希望する配慮内容及び理由
7. 出身学校での就学状況（出身学校関係者等が具体的に記入）（記入者氏名・印）
8. 添付書類

◎ 試験場等案内図

(1) 本学案内図



(2) 試験場案内図

